

品川区営住宅・品川区立区民住宅指定管理者候補者の公募について

1. 趣旨

品川区営住宅（以下、「区営住宅」という。）および品川区立区民住宅（以下、「区民住宅」という。）の管理業務については、令和4年3月31日をもって第三期の指定管理期間の5年間の満了となるため、令和4年4月1日からの指定管理者候補者を公募する。

2. 指定管理者が管理を行う施設

- (1) 区営住宅 13団地 439戸
- (2) 区民住宅 6団地 243戸（ファミリーユ西五反田西館・東館を除く）

3. 指定管理者が行う主な業務

- (1) 区営住宅・区民住宅の入居および返還に関すること
- (2) 区営住宅・区民住宅の使用に係る報告・申請、届出等の受理に関すること
- (3) 区営住宅・区民住宅の保全、修繕および改良に関すること
- (4) 駐車場の使用に関すること 等

4. 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

5. 指定管理者候補者の選定

- (1) 選定方法
公募型プロポーザル方式により候補者を選定する。
- (2) 選定委員会の設置
品川区立区民住宅・品川区営住宅指定管理者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を設置する。
- (3) 選定基準
指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。
 - ①区営住宅・区民住宅を使用する者の平等な使用およびサービスの向上を図るものであること。
 - ②区営住宅・区民住宅の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
 - ③区営住宅・区民住宅の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
 - ④前3号に掲げるもののほか、区営住宅・区民住宅の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

6. 今後の予定

- | | | |
|------|-----|-----------------------------|
| 令和3年 | 7月 | 募集要項の配布 |
| | 9月 | 指定管理者候補者選定準備委員会、選定委員会の開催・選定 |
| | 11月 | 指定管理者指定の議案提出・議決 |
| 令和4年 | 3月 | 指定管理業務の協定締結 |
| | 4月 | 指定管理者による業務開始 |